

令和3年6月18日

幼稚園・小学校 保護者の皆さまへ

西原町教育委員会
教育長 新島 悟
(公印省略)

緊急事態宣言延長に伴う西原町立幼稚園・小学校の対応について

ご存知の通り、沖縄県は緊急事態宣言を令和3年7月11日（日）まで延長するとの発表がありました。本町は、前回、お知らせした通り6月21日（月）より登園・登校を開始し、教育活動を再開して参ります。つきましては、県より「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針」を受け、教育活動等について下記の通りとします。

なお、今後、感染状況が拡大した場合は、急きょ対応の変更があることを申し添えます。

記

- 1 対応期間 緊急事態宣言期間（～令和3年7月11日）
- 2 町立幼稚園・小学校 通常登園・登校
- 3 教育活動
 - ・緊急事態宣言期間の学校行事は規模縮小、または延期で学校の実情に応じて判断します。
 - ・昼休みを短縮とし、下校時刻を早めます。（各小学校単位で実施）
 - ・朝の特別活動等は必要最小限の人数とします。
 - ・放課後の活動は原則中止とします。
 - ・近距離で大きな声を出す活動、近距離での運動、実験・観察、共同制作等を控えます。
 - ・プールの授業は文科省・スポーツ庁による「学校の水泳授業における感染症対策について（令和3年4月9日付 事務連絡）」の感染症対策を講じて実施します。
- 4 学校外活動
 - ・スポーツ少年団等の活動は原則休止します。但し、8月末までに開催される九州・全国大会の予選を兼ねた県内大会やコンクール等に出場する場合に限り、感染症対策を講じた上で平日90分以内（早朝練習なし）、土日休日120分以内とし、時間を厳守します。必要最小限の人数(大会・コンクール等の登録メンバーと同数またはそれ以下)とする。※敗退後は休止となります。
- 5 町立幼稚園の預かり保育について
預かり保育も通常通りとしますが、感染状況によっては急きょ変更もあることを申し添えます。
- 6 その他
 - ・児童館の利用は、未就学児は保護者同伴が原則となっております。ご承知おきください。
 - ・学童クラブや学習塾等の習い事は、事業者の感染防止対策を遵守してください。
- 7 発熱等の風邪症状及びPCR検査に係る出欠の判断について
 - ・毎朝、家庭での検温を徹底し、発熱等の風邪症状がある場合は登園・登校させないでください。出席停止扱いで対応します。
 - ・同居家族内に濃厚接触者指定等のPCR検査を受検する方がいる場合は、出席停止扱いで自宅待機（自宅学習・保育等）とします。
 - ・同居家族内に濃厚接触者指定でなくPCR検査を受検する者がいる場合は、原則、登園・登校は可能であります。幼児・低学年においては慎重な判断をお願いします。